



返金してもらっても原簿から、油を提出しない場合は、支給した加給下並として  
後でまとめて返済しなければなりません。要注意です。

#### その4ー老齢厚生年金受給者支給停止事由該当届

年金を受けながら働いている方が、退職し失業給付を受け取るとき、  
勤務を継続している方が高年齢雇用継続給付を受け取るときは  
「老齢厚生年金受給者支給停止事由該当届」の提出をしなければなりません。

#### その5ー年金証書交付申請書

年金証書を汚したり、滅失したときは、「年金証書交付申請書」を提出します。

#### その6ー年金受給者死亡届と未支給年金・保険給付請求書

年金を受けていたご家族が亡くなられた場合は、「年金受給者死亡届」を  
戸籍や住民票などの市町村役場への手続きとは別に、届け出る必要があります。

届け出ずにそのまま年金を受け取っている場合、当然ですが、後で返済する  
必要があります。

また、年金は死亡月まで支給対象になりますので、生計を共にしていた遺族は、  
前述の死亡届を提出する際に、社会保険事務所で支払われるはずの年金が  
残っていないか確認し、「未支給年金・保険給付請求書」に必要書類を添付  
して届出ましょう。

以上の書類は、社会保険事務所に備えられています。

=====

#### ★トピックス～年末調整豆知識～

平成18年の税制改正で、平成19年分より損害保険料控除が廃止されたこと  
はご存じかと思いますが、経過措置として平成18年の12月31日までに契約した  
一定の要件を満たす長期損害保険契約等の地震保険料部分は、  
控除の対象となります。

たとえば、住宅ローンを組んで10年以上の長期損害保険契約を  
平成18年12月31日までにしていた場合の、地震保険料部分は控除の対象と  
なります。

そして、ポイントは？

地震保険は単独では加入できず、必ず火災保険とセットでの加入となります  
が、火災保険料部分は地震保険料控除の対象となりません。

=====

#### ~~~~~編集後記~~~~~

先週末、紅葉も美しい洛北へ。  
ついでに、府立総合資料館に資料を探しに  
立ち寄りました。

そして、そのまたついでに、  
府立総合資料館の所蔵する昭和25年2月28日(火)の  
京都新聞のマイクロフィルムを閲覧。

私の生まれた日は、何事もない穏やかな1日だった  
ようです。

そして、火曜日が好きなのは、生まれたのが火曜日だった  
からなのかと納得。

なにか、ほっこり楽しい気分になりました。

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝  
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル  
占出山町308 ヤマチュービル2F N10  
電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---